

* 第4条（一般義務）第3項

「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」

第33条（国内における実施及び監視）第3項

「市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の課程に十分に関与し、かつ、参加する。」

「新しい都市、それは明るくそして平和に満ちた福祉都市でなければならない。そして、このユートピアの建設には、いつに三田全市民の自覚とさらに、それに対する積極的な参加と協力が、絶対の条件であることは論をまたない。」と市民の福祉向上のために市民の参加を呼びかけた三田市福祉都市宣言（1965年9月28日）は、障害者についてはその参加の道を閉ざした差別的な解釈しかなされていないのではないかという強い疑念を禁じえません。

そもそも、今回の事件とそれへの市当局の対応は、障害者の「搾取、暴力及び虐待からの自由」の保証を行政機関に義務付けた同条約（*）に抵触する、世界に類を見ないほどに極度に深刻な事例であることは市において理解されているのでしょうか。

* 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令

及び政策を含む。)を策定する。

このような障害者のいのちと尊厳が脅かされた重大事件への対応において、障害者団体を置き去りあるいは優先順位の低位に置いて事を進めることは道義的のみならず法的にも許されてはいません。

以下に、いただいた回答の各項目につきそれらがどう私たちの質問と要望への答えとなっているかについて具体的に指摘します。

【質問について】

1. 「市障害福祉課が、この男性の状況について福祉関係者からの相談を1月16日に受けながらも18日まで訪問を延ばしたのはなぜですか。」への回答「第三者からの虐待通報ではなく、当該男性からの相談により把握した内容であるため、自宅訪問の日程については父親と調整した結果、1月18日になったものです」について：

納得できない。4月10日に障害福祉課宮城・上月両係長から受けた時系列説明では、1月16日に市が電話で相談を受けたのは福祉関係者からである。回答では当該男性（容疑者）からの相談となっているが、どちらが正しいのか。また、いずれにせよ監禁の事実を知りながら自宅訪問までに2日間を要したのはなぜか。緊急に救助するのが当然だと考えるが、父親と日程調整をする猶予があると判断したのはなぜか説明を願う。

2. 「1月18日に監禁状態を目撃し実態を把握してもなお、警察への通報、病院への救急搬送などをすることなく、22日にはじめて病院に同行するまで時間を置いたのはなぜですか。」への回答「1月18日の訪問時に、当該男性への支援方法を父親に提案し、その後、受診できる病院の調整等を行った結果、1月22日(月)になったものです。」について：

納得できない。受診できる病院の調整を行っていたため病院に連れていくのが1月22日になったとのことだが、18日の訪問時点で救急車を呼ぶ必要性を感じなかった理由が理解できない。16日に福祉関係者からの相談を通して監禁の事実を知り18日19日に市職員が訪問し実際にそれを確認してもなお計6日間かけても問題がない、「当該男性への支援方法を父親に提案し、その後、受診できる病院の調整等を行う」という手順を踏むべきと判断した根拠は何か。二十数年にわたる監禁というような究極の人権侵害状況と比較考量し、被害者の一秒を争う救出と犯罪の告発を先延ばしにしても別途考

えなければならないような事情を勘案できると、どうして考えたのか。容態の急変や死亡に繋がる危険があるとは考えなかったのか。高見健康福祉部長と中田障害福祉課長はそのような手続きを取ったことの妥当性について記者会見で述べているが、ふたりとも被害者当人と面識はないことを確認している。どうしてそれらの対応が妥当であり適切であったと説明できるのか。人が長期間にわたって監禁されているという異常な状態を知りながらも、救急搬送・警察への通報を怠ったことは三田市においても犯罪行為ではないのか。説明を求めたい。

3. 「実態を把握してから2月22日までの間、警察への通報をしなかったのはなぜですか。」への回答「当該男性への支援を最優先に考え、将来にわたり安定的に支援が受けられるよう、各種手続き等を優先して行っていたためです。」について：

納得できない。各種手続きに1ヶ月もの期間を要するとは考えられない。それだけの期間を必要とした各種手続きの内容について詳しく知りたい。市はその間、監禁という犯罪を着過し容疑者を匿うことに加担したことになっているのではないか。説明を求めたい。

4. 「その後3月8日までの間、過去の応談の記録の確認をしなかったのはなぜですか。」への回答「通常使用している箇所については即時に確認しましたが、日常的には使用していない書架を、念のために確認したところ、20年以上前の記録が残っているのを発見したものです。」について：

納得できない。3月8日まで「日常的には使用していない書架」を確認しなかったのはなぜか。容疑者が逮捕されたことで、市の責任を問われたら困ると慌てて古い記録をチェックし始めたのではないかと疑義を禁じえない。容疑者が警察への調べに対して「5年ほど前にも妻が親族と一緒に市に相談に行った」と供述しているとの報道（4月27日NHK）があっただけで翌日の記者会見で市社会福祉協議会にその記録があることを発表した市の対応も、市は応談記録の確認についての消極性を示していると考えがどうか。

5. 「1月18日から22日の間に被害者の施設入所が決められた際、当人の意向確認はどのようにして行われましたか。また、グループホーム・ショートステイ等他の選択肢は示されましたか。」への回答「個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。」について：

納得できない。被害者の障害種別は知的障害であり療育手帳を保持していたことは兵庫県障害福祉課が記者発表で明らかにしている。市は被害者の知的障害が重く、意思疎通・意思確認が不可能と判断したのではないか。県は障害種別・手帳の種類を明らかにした判断について「社会正義に則って行った」（県障害福祉課障害者権利擁護主幹回答）としている。個人情報なので答えられないということは通らないのではない。誰の判断で施設に入所することになったのか答えてほしい。

6. 「被害者男性の今後の地域移行支援の進め方についてどう考えていますか。」への回答「個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。」について：

納得できない。「はじめに」で触れた障害者権利条約第16条（搾取、暴力及び虐待からの自由）は、第4項で「締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適切な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。」として被害障害者の回復・社会復帰のための措置を取ることを行政機関に義務付けている。被害者の地域移行について市では誰も考えていないのではない。被害者に限らず重度の知的障害者（意志疎通が困難とされる）が地域移行をしようとする場合、市としてどのような支援計画を持っているのか具体的に示してほしい。

7. 「20年以上前の応談記録に監禁・虐待の記録はなかったのですか。もしなかったのなら、把握できなかったのはなぜですか。」への回答「個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。」について：

納得できない。4.の回答への反論と重複するが、市は応談記録の確認作業そのものがまだできていないのではない。また、記録に監禁・虐待の記録があったかなかったかは個人情報ではない。その部分については答えられるのではない。

8. 「20年以上前の応談時点で容疑者が被害者男性を施設に入れたいと希望していたとの報道がありますが、それは記録されていないのですか。」への回答「個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。」について：

納得できない。容疑者が報道に対して「施設に入れたい」と語ったことは報じられており、また4.への回答への反論で触れたように5年前の社会福祉協議会の応談記録にそのような希望が書かれていたことは4月28日の記者会見で市は認めている。これ

らは既知の事実である。障害者団体の照会に対し記録の内容を公表することは個人情報保護義務違反には当たらない。回答を求めたい。

9. 「4月9日の会見で、20数年前の対応、今年明けからの対応のいずれについても問題なしとした高見智也健康福祉部長の見解の根拠は何ですか。」への回答「20年以上前の記録に記載されている内容を見る限りは、その当時、一般的に考えられる適切な対応ができていたと判断しています。なお、本年1月以降の対応についても、その時々々の状況を総合的に判断して実施してきましたが、より適切な対応があったのではないかとご指摘をいただいておりますので、ご指摘は真摯に受け止め、今後、第三者委員会で検証する予定にしています。」について：

納得できない。「一般的に考えられる適切な対応」とはなにを指しているのか。

「20年以上前の記録に記載されている内容を見る限りは、その当時、一般的に考えられる適切な対応ができていた」とするその記録の記載内容とはなにか。「1月以降の対応についても、その時々々の状況を総合的に判断して実施してきましたが、より適切な対応があったのではないかとご指摘を頂いております」の「より適切な対応」とはなにか。以上について高見健康福祉部長、中田障害福祉課長はどのように考えているか具体的に示してほしい。

10. 「神戸新聞の記事によると、森哲男市長は取材に対し『20年前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか。』と答えています。しかし、1960年施行の知的障害者福祉法をはじめ、当時の時点で障害者の実情の把握と必要な情報・サービスの提供を義務付ける法律は整備されていました。この発言をした市長の認識についてご説明ください。」への回答「障害者虐待防止法だけでなく、高齢者虐待防止法も児童虐待防止法も施行されていない時代状況を踏まえた発言です。」について：

問題をすり替えた不誠実な回答だ。言葉足らず、説明不足ということでは済まされない深刻な問題がこの回答には含まれている。この質問は障害者虐待防止法についてではなく、森市長の「20年以上前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか」というコメントを質したものだ。実際には、障害者に関する法律は数多くあった。そもそも法の下での平等を定める日本国憲法第14条の下で障害者の権利を健常者のそれとまったく同等に保障する義務を市は負っていた。また憲法第25条では障害者に対しても無差別平等に「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利（生存権）を保障する義務を市に課していた。では問う。事件は虐待防止法が制定されていない当時であれば三田市としては

事件を知っても見過ごすつもりだったのか。この事例は監禁罪に当たるとは考えなかったのか。考えなかったとすれば、なぜ考えなかったのか。回答を求めたい。

11. 「同様の悲劇が繰り返されないために、市はどのような改善策を図ろうとしていますか。また、報道によって伝えられる検証のための第三者委員会の人選をどのような方法によって行おうとしていますか。」への回答「今回設置予定の第三者委員会において、行政の対応について検証を行うとともに、改善策についても提言をいただきたいと考えております。この第三者委員会の人選については、現在検討中です。」について：

納得できない。第三者委員会設置について、当初4月10日の記者会見で森市長は「学識者のほか障害者団体の代表らをメンバーにする意向」を表していたが、4月24日の市長定例記者会見でそれは「弁護士、人権・障害者福祉の専門家、兵庫県 の担当者らで構成」するものとなると完全に後退した発表となった。これは「はじめに」で指摘したように障害者に関わる問題について障害者団体を通しての障害者との協議と関与を保証するよう行政機関に義務付けた障害者権利条約第4条第3項を無視した態度転換だ。「必要なら三者委の検証を基に、別の有識者会議で課題や今後の施策などを議論してもらおう」として市長は別の会議招集について含みを持たせているが、しかし障害者との協議と関与は当初の委員会から保証されなければならない。／さらには委員会の人選にかかわるプロセスと選任基準も明らかにはされず、委員会の名簿の開示を求めても市は私たち障害者団体に対しそれを拒んでいる。個人情報保護のために委員会を非公開で行うということと、このような基本的な説明責任を果たさないという密室的態度を当然とすることとは別のことである。上の障害者権利条約に触れているだけでなく地方自治法第1章（地方自治の本旨）が定める住民自治の原則にも反している。／「改善策についても提言をいただきたいと考えております」と言ってもそれは予定されている委員会メンバーに向けてだけ語られていることであり、市が障害者の意見を聞く窓口はどこにもない。私たち障害者の意見を検証作業にどう反映させるのか具体的に考えているのか答えてほしい。／この人選について障害当事者を参画させない理由について具体的な説明を求めたい。最低限度の説明責任を果たさないままでは、委員会招集に関する市の県への独立性をはじめ委員会そのものの正当性と適任性について疑義を抱かざるを得ない。／また、予定されている委員会の名簿を公開してほしい。公開できないというのなら上記条約・国内法を踏まえてその法的な根拠を示してほしい。

【要望について】

1. 「障害者の支援・救済という目的で、また事件への対応を目的として、洲本5人殺害事件への対応として導入された兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案のような障害者の人権の制限・監視の強化を行わないでください。」への回答「支援を必要とされている方に、適切な支援を届けることができるようにすることが重要と考えており、人権の制限や監視の強化を行うものではありません。」について：

回答になっていない。要望で触れた兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案が刑事事件への検証と対応を理由とした人権侵害施策として障害者団体の批判の対象となってきた事実を市は認識していないのではないか。／質問 11. への回答への反論で触れたように、検証のための委員会の方向性と人選について県からの独立性が担保されていないのではないかという疑いを禁じえない。4月10日、委員会招集を森市長が発表した同日、井戸県知事は委員会への県の参加を市の対応への批判を添えて表明しており、両者の間の事前の協議があったことがうかがわれる。このとき市長は「県の協力を得て、できる限り早く体制をつくる」とも語っているが、上記反論で触れた委員会メンバーの選任に関する方針の転換をみるとそこには県の意向が働いているのではないかと推し量らざるを得ない。だからこそ「障害者の支援・救済という目的で、また事件への対応を目的として、洲本5人殺害事件への対応として導入された兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案のような障害者の人権の制限・監視の強化を行わないでください。」と要望したことが理解されていない（別添「精神保健福祉法改正案と加古川7人殺害事件・洲本5人殺害事件への兵庫県の対応の問題点」を参照のこと）。／「適切な支援を届けることができるようにすることが重要」とあるが「適切な支援」とは具体的に何を指しているのか。人権の制限や監視の強化を行うものではないとあるが、行政の施策によって人権の制限・監視の強化が起こるケースは具体的にどのようなものと考えているか示してほしい。

2. 「同様に、今後の施策の検討において、障害者の支援・救済の手段として施設入所のみを前提としないでください。また、支援において障害者本人の意向確認作業を必ず行うことを明記してください。」への回答「個々の状況に応じた対応を行います。」について：

納得できない。個々の状況に応じた対応を行うとあるが、個々の状況についてその状況と具体的な支援について示してほしい。障害者を施設入所させる時に意思疎通

が困難とされる知的障害者の意向確認をどのような形で行なっているか、またそれを行わないことが障害者差別禁止条約に違反することを知っているか。

権利

3. 「事件の検証のための第三者委員会招集において、また障害者施策の策定・実施の全段階において、障害者権利擁護に携わる障害当事者をその中心に据えてください。」への回答「第三者委員会の委員構成については、委員会設置の趣旨に沿って選任します。」について：

納得できない。委員会設置の趣旨にそって選任するとあるが、その趣旨とは具体的に何か。障害当事者を参画させないことは障害者差別禁止条約に違反することを理解しているか。

権利

4. 「市長・市議会議員・市職員が障害者権利条約および障害者の権利を守るための国内法を熟知し理解するよう徹底してください。」への回答「市職員対象の研修を検討します。」について：

以上、繰り返し指摘したように、私たちは事件への対応と私たちの質問・要望への回答から障害者権利条約やそれを背景として制定された障害者関連法規について市が十分な知識と理解を持っているのか疑念を持っている。「市職員対象の研修」とはどのようなものを考えているのか、その研修の日程・頻度・内容・講師を具体的に示してほしい。また、その講師においては障害者権利条約を守り障害者権利擁護活動に携わる障害当事者を選任することを強く要望する。

以上、いただいた4月25日付け三障第100号「障害者男性監禁事件に関する質問と要望(回答)」のすべての項目への回答について、私たちは納得できていません。

よってこの11項目の質問と4項目の要望を再度提出し私たちの反論を踏まえてもう一度ご回答いただきたく要望します。その際、書面にてご回答くださるとともに、高見健康福祉部長様、中田障害福祉課長様からご説明を賜りたくお願いいたします。

回答期限についてはご多用の中恐縮ですが、検証のための第三者委員会の第一回開会の前にして下さることを求めます。繰り返しますが、障害者の人権が著しく脅かされた今般の事例についての障害者団体からの申し入れに対する誠実な対応を怠ること、障害者を排除して障害者に関する検証委員会を開くこと、委員会開催について障害者との協議を行わないこと、また委員会招集のプロセスや委員選任の方法・基準についての説明責任を障害者に

対して果たさないことは障害者権利条約に大きく違反する、あってはならない行政機関の行為だからです。この点を市当局のみなさまの良識と良心に切に訴えます。

私たち障害者団体のこの強い訴えに対し、三田市福祉都市宣言にふさわしい真摯で誠実な受け止め方と対応をしてくださることを信じています。

何卒よろしくお願いいたします。

草々